



ASIAN SHIPOWNERS' ASSOCIATION

10 Anson Road
#16-18, International Plaza,
Singapore 079903
Tel: (65) 6325 4737 Fax: (65) 6325 4451
General Email: information@asa.org.sg
Website: www.asianshipowners.org

2018年5月15日
香港

第27回アジア船主協会総会 プレスリリース One Asia, Unity in Diversity (ひとつのアジア、多様性の中の結束) ＜日本船主協会事務局試訳＞

アジア船主協会(ASA)は、第27回総会を香港船主協会の主催により2018年5月15日に香港で開催した。第27代ASA会長(今次総会議長)のJack Hsu氏(香港船主協会会長)は、メンバー船協の出席者に対し歓迎の意を示すとともに、主要な地域・国際組織関係者との連携強化に向け一致して積極的な活動を行うこと、持続的な国際海運活動を推進すること、アジア船主に影響する国際海運問題に関しては主導的な役割を果たすことを呼びかけた。

遺棄船員の保護

2017年1月18日発効の2006年海上労働条約(MLC2006)は、その2014年改正において、遺棄船員に対して船主が船員およびその家族に金銭的補償を行うための、迅速かつ効果的な保証制度が導入されることを要求している。さらに2014年改正では、金銭上の保証制度が導入されていることを示すための証書や証拠を、船舶が所持することを義務づけている。

国際運輸労連(ITF)の調査によれば、ILO/IMOデータベースに2017年1月18日から2018年1月17日までに、55例の船員遺棄の記録があることが明らかにされた。

ASA 船員委員会(SC)はこれらの遺棄事例を非難し、船員の安全・安心を確実なものにするために、条約批准並びに2014年改正の受諾・実施がさらに進展していくことを要請する。

2020年船舶SOx規制の遵守

ここ数年、船主は複雑化する規制制度に対処してきたが、そのうち最も重大な規制の一つが2020年1月1日に発効する。

船舶燃料油の硫黄分濃度の規制値を0.50%以下に強化する時期を2020年1月1日としたIMOの決定は、海運業界にとって極めて重要な事柄である。このSOx規制が統一的に実施されて公平な競争条件が確保されるように、IMOで多くの作業を行う必要がある。

SOx規制は世界の全海域が対象であることから、船舶が規制適合油を補油出来るように、精油業者やバンカー供給業者は、規制に適合した適切な燃料油を施行日から十分余裕を持っていろいろな場所で入手出来るように確保しなければならない。これは適切な燃料油の基準があって実現する。また、船主に加えて用船者や燃料購入者も技術的な問題や運用上の問題を認識する必要がある。

ASA 航行安全・環境委員会(SNEC)は今後もIMOでの進展を慎重に注視していくとともに、海運業界の意見が今年7月のIMO汚染防止・対応小委員会(PPR)中間会合を含むIMOの場で考慮されるようASAメンバーに海事当局との密接な連携を要請した。

ASA 船舶保険・法務委員会(SILC)は、不十分な計画や安全衛生への影響についての理解不足が、乗員訓練、タンク洗浄、船によっては設備やタンク改造も対象とする円滑な運用上の移行計画を妨げるかもしれないと懸念している。

国際条約の尊重と維持

ASA SILCは、世界の海運業の生存と持続のためには国際条約を尊重することが不可欠であると確信している。このためスペインとフランスで両国が加盟国となっている民事責任条約(CLC)と基金条約(FC)の規定と矛盾する判決が下されたり、または国内法が制定されたことには深い憂慮を覚える。

こうした動きは明らかに国際法や条約に反しており貿易上も多大な影響を及ぼすことになる。また不確定要素が生じることにより両国との間で貿易を行う場合にはコストがかさむことにもなりかねない。

自由貿易の堅持

ASA 海運政策委員会(SPC)は、メンバー船協に対し、インドネシアの貨物留保規則や米国における一部エネルギー資源輸出の際の輸送規制法案に見られるような保護

主義政策の脅威が世界的に増大している旨警鐘を鳴らした。ASA SPC 磯田裕治委員長は、「ASA は最近の世界の保護主義的な動きを深く懸念している」と表明し、海運業界にとって、長年の国際慣行および海運自由の原則が堅持されることの重要性を強調した。

香港条約の発効

ASA シップリサイクリング委員会(SRC)は、世界の解撤需要の堅調な伸びを踏まえて、安全および環境に配慮した解撤に関する香港条約に適合した解撤ヤードを増加させる必要性を再確認した。また、ASA SRC は、インド・アラン地区においてその 70%の解撤ヤードが香港条約に適合した改善がなされており、その他も日本政府の ODA によって改善されることを歓迎した。香港条約の批准は、日本およびインド両国において今年中に行われることが期待されており、条約発効に向けて、中国が近い将来批准することが切望される。ASA SRC は、香港条約の早期発効を実現すべく世界の船主団体と協働して取り組んで行く。

第 28 代 ASA 会長に、現副会長でアセアン船主協会連合会長の Bhumindr Harinsuit 氏が、副会長に豪州船主協会会長の John Lines 氏が選任された。（任期は 2019 年 5 月にバンコクで開催予定の次回 ASA 年次総会までの 1 年間。）

【本プレスリリースの問合せ先】

ASA 事務局長 Ang Chin Eng 氏

電話 : +65-6325 4737

Email : information@asa.org.sg / Website : www.asianshipowners.org

【ASA について】

・アジア船主協会(ASA)は、豪州、中国、台湾、香港、インド、日本、韓国の船主協会およびアセアン諸国*の船主組織によって構成されるアセアン船主協会連合(FASA)で構成される任意組織で、その目的は、アジア船主業界の利益促進。

*ブルネイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、シンガポール、タイ、ベトナム

・当該年次総会以降、次の年次総会までの間は、以下 5 つの常設委員会により継続的活動が行われている。

- 船員委員会 (SC : Seafarers Committee)
- 船舶保険・法務委員会 (SILC : Ship Insurance and Liability Committee)
- 航行安全・環境委員会 (SNEC : Safe Navigation and Environment Committee)
- 海運政策委員会 (SPC : Shipping Policy Committee)
- シップリサイクリング委員会 (SRC : Ship Recycling Committee)

・ASA 加盟船主および運航業者は、世界商船船腹の約 50%を支配・運航していると推定される。